

新潟市監査委員監査基準の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月7日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩

同 伊 藤 秀 夫

同 飯 塚 孝 子

同 深 谷 成 信

新潟市監査委員訓令第1号

新潟市監査委員監査基準の一部を改正する規程

新潟市監査委員監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第22条の5第3項」を「第22条の4第3項」に改め、同条第2項中「法施行令第158条の2第5項」を「法第243条の2第10項（公企法第33条の2において準用する場合を含む。）」に、「地方税の収納事務の受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「会計管理者」を「会計管理者又は企業管理者」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。